

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年4月11日（平成28年（行情）諮問第298号）

答申日：平成28年6月27日（平成28年度（行情）答申第157号）

事件名：「特定個人が厚生労働大臣から医師免許証を交付されて厚生労働省に医籍を備え登録年月日に係る医師免許証登録者である」文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

特定個人A，特定個人Bらが厚生労働大臣から医師免許証を交付されて厚生労働省に医籍を備え登録年月日に係る医師免許登録者であることが分かる文書（以下「本件請求文書」という。）に対し，その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について，諮問庁が新たに別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）を追加して特定し，その一部を不開示とすべきとしていることは，妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し，厚生労働大臣（以下「処分庁」という。）が平成27年12月28日付け厚生労働省発医政1228第4号で行った不開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立ての理由は，異議申立書及び意見書の記載によると，おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

特定個人A，特定個人Bらは医師法1条（医師の職分）に反する。特定個人A，特定個人Bらは医師法7条（免許取消し等，再免許）医師が4条各号のいずれかに該当し，又は医師としての品位を損する行為のあったときは，厚生労働大臣は次に掲げる処分をすることができる。

##### （2）意見書

不当精神医療について

発病させて医療費文書代等をだまして支払いさせた。

刑法（準詐欺）248条に該当する。

民法（財産以外の損害の賠償）710条に該当する。

医師法7条（免許取消し等，再免許）行政処分に該当する。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件異議申立ての経緯

- (1) 本件異議申立人である開示請求者は，平成27年12月3日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「特定個人A，特定個人Bらが厚生労働大臣から医師免許証を交付されて厚生労働省に医籍を備え登録年月日に係る医師免許登録者である」ことが分かる行政文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して，処分庁が原処分を行ったところ，異議申立人がこれを不服として，平成28年1月12日付け（同日受付）で異議申立てを提起したものである。

#### 2 諮問庁としての考え方

本件異議申立てに関し，平成25年度（行情）答申第386号（以下「先例答申」という。）を踏まえ，本件開示請求に係る行政文書の存否を明らかにしないで不開示とした原処分を取り消すこととし，特定個人A，特定個人Bに係る「医籍簿（登録データ詳細）」（以下「本件医籍簿」という。）を本件対象文書として特定し，改めて開示決定することとする。その際，生年月日，登録番号等については，法5条1号本文に該当し，かつ同号ただし書きから八までのいずれにも該当しないことから不開示とすることが妥当と考える。

#### 3 理由

##### (1) 本件対象文書の特定について

ア 本件で異議申立人が請求している行政文書は，「特定個人A，特定個人Bらが厚生労働大臣から医師免許証を交付されて厚生労働省に医籍を備え登録年月日に係る医師免許登録者である」ことが分かる行政文書であるが，異議申立人の求める行政文書は「特定個人A，特定個人Bが医師の資格を有している」ことが分かるものと解され，医師法（昭和23年法律第201号）6条1項に基づき作成された「医籍簿（登録データ詳細）」が該当する。

イ 本件開示請求書には「特定個人A」，「特定個人B」の氏名の記載があるところ，「医籍簿（登録データ詳細）」の氏名欄から本件対象行政文書を検索した結果，「特定個人A」，「特定個人B」ともに1名ずつが該当したことから，これらを本件対象文書として特定した。

##### (2) 不開示情報該当性について

原処分を取り消し，改めて本件対象文書を開示決定するに当たり氏名，性別，登録年月日は，個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる情報であるが，医師法30条の2及び医師法施行令（昭和28年政令第382号）14条に規定する公表事項であることから，

法5条1号ただし書イの法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報に該当するため、開示することとする。

ただし、生年月日、登録番号及び本籍地等その余の情報（大臣名及び局長名を除く。）は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、医師法及び医師法施行令に規定する公表事項にも当たらないことから、法5条1号本文に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示とすることが妥当である。

#### 4 結論

以上のとおり、先例答申を踏まえ、原処分を取り消すこととし、本件対象文書を改めて部分開示決定することが妥当と考える。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ①平成28年4月11日 | 諮問の受理         |
| ②同日         | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③同月14日      | 審議            |
| ④同年5月16日    | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤同年6月16日    | 審議            |
| ⑥同月23日      | 審議            |

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求について

本件開示請求は、「特定個人A、特定個人Bらが厚生労働大臣から医師免許証を交付されて厚生労働省に医籍を備え登録年月日に係る医師免許登録者である」ことが分かる文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件請求文書の存否を答えるだけで法5条1号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条に基づき、その存否を明らかにせず、不開示請求を拒否する不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、理由説明書において、先例答申を受けて、原処分を取り消し、本件請求文書に該当するものとして本件医籍簿を新たに特定し、改めて部分開示決定を行うと説明する。

##### 2 文書特定の妥当性について

諮問庁は、本件異議申立てを受けて本件医籍簿を本件請求文書に該当する文書として特定すべきとしているので、文書特定の妥当性について以下検討する。

- (1) 諮問庁は、本件対象文書として本件医籍簿を特定した理由について上記第3の3(1)のとおり説明する。

そこで検討するに、異議申立人は異議申立書において、「特定個人 A、特定個人 B が厚生労働大臣から医師免許証を交付されて厚生労働省に医籍を備え登録年月日に係る医師免許登録者である」ことが分かる文書と記載していることから、異議申立人が開示を求めているのは、特定個人 A 及び特定個人 B が医師の資格を有していることを示す文書であると解せられる。

- (2) 医師法は、「医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生労働大臣の免許を受けなければならない。」(2条)とし、同法6条1項において「免許は、医師国家試験に合格した者の申請により、医籍に登録することによつて行う。」と規定している。また、同法5条は、「厚生労働省に医籍を備え、登録年月日、7条1項又は2項の規定による処分に関する事項その他の医師免許に関する事項を登録する。」としていることから、医籍簿は特定の個人が医師の資格を有していることを示す文書であると認められる。
- (3) 当審査会において、諮問庁から、本件医籍簿の提示を受けてこれを確認したところ、当該文書は、特定個人 A 及び特定個人 B の氏名が記載された医籍簿(登録データ詳細)であると認められることから、これは、特定個人 A 及び特定個人 B が医師の資格を有していることを示す文書であると解することができる。
- (4) 以上のことから、本件請求文書に該当する文書として、厚生労働省において本件医籍簿を保有していると認められるので、諮問庁がこれを本件対象文書として特定したことは妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

諮問庁は、原処分を取り消し、本件医籍簿を本件対象文書として特定し、その一部について不開示とすべきであるとしているので、本件医籍簿に記載された情報の不開示情報該当性について、以下検討する。

- (1) 諮問庁は、本件医籍簿の一部について不開示とすべきである理由について、上記第3の3(2)のとおり説明する。
- (2) 本件医籍簿を確認したところ、当該文書に記載された情報は、それぞれ一体として特定個人 A 及び特定個人 B に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であると認められる。
- (3) 法5条1号ただし書該当性について検討すると、氏名、性別及び登録年月日は、医師法30条の2及び医師法施行令14条に規定する公表事項であることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

しかしながら、その余の部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないため、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当す

る事情も認められない。

(4) 法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、上記(1)において氏名を開示すべきとしたことから、同項の適用の余地はない。

(5) したがって、本件医籍簿のうち、氏名、性別及び登録年月日は、法5条1号ただし書イに該当し、開示すべきであるが、その余の部分は、同号の不開示情報に該当し、不開示とすることが妥当である。

(6) 以上のことから、諮問庁が原処分を取り消して改めて本件医籍簿を特定して開示決定等をするに当たり、その一部について法5条1号に該当することから不開示とするとしていることは妥当である。

#### 4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が新たに本件対象文書を追加して特定し、その一部を同号に該当するとして不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書を追加して特定すべきとしていることは妥当であり、また、不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

特定個人 A 及び特定個人 B に係る医籍簿（登録データ詳細）